11　宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

（令和７年１月 24 日規則第３号）

（事務の委任）

第１条　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第３号。以下「省令」という。）の規定に基づく知事の権限に属する事務のうち、法第15条第２項又は第34条第２項の規定により法第12条第１項又は第30条第１項の許可を受けたものとみなされる宅地造成又は特定盛土等（当該宅地造成又は特定盛土等について土木事務所長が都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項又は第２項の許可をしたものに限る。）に関する工事に係る次の各号に掲げる事務は、当該許可をした土木事務所長に委任する。

⑴　法第18条第１項又は第37条第１項の規定により、特定工程に係る工事を検査すること。

⑵　法第18条第２項又は第37条第２項の規定により、中間検査合格証を交付すること。

⑶　法第19条第１項又は第38条第１項の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の実施の状況等の報告を受理すること。

⑷　法第20条第１項又は第39条第１項の規定により、法第12条第１項若しくは第16条第１項又は第30条第１項若しくは第35条第１項の許可を取り消すこと。

⑸　法第20条第２項又は第39条第２項の規定により、工事の施行の停止を命じ、及び災害防止措置をとることを命ずること。

⑹　法第20条第３項又は第39条第３項の規定により、土地の使用を禁止し、及び制限し、並びに災害防止措置をとることを命ずること。

⑺　法第20条第４項又は第39条第４項の規定により、弁明の機会の付与を行わないで、工事の施行の停止を命ずること。

⑻　法第20条第５項又は第39条第５項の規定により、自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずること。

⑼　法第20条第６項又は第39条第６項の規定により、災害防止措置に要した費用について、工事主等又は土地所有者等に負担させること。

⑽　法第24条第１項又は第43条第１項の規定により、職員に、土地に立ち入り、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の状況を検査させること。

⑾　法第25条又は第44条の規定により、宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内の土地及び当該土地において行われている工事の状況について報告を求めること。

⑿　省令第51条又は第81条の規定により、工事主等又は土地所有者等に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示すること。

⒀　省令第88条の規定により、同条に規定する確認済証の交付又は認定を受けようとする者に対し、その計画が法第12条第１項、第16条第１項、第30条第１項又は第35条第１項の規定に適合していることを証する書面を交付すること。

（住民説明会開催の対象となる盛土等）

第２条　省令第６条ただし書に規定する規則で定める場合は、盛土若しくは切土をする土地又は土石の堆積を行う土地の面積が2,000平方メートル以上の場合とする。

（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

第３条　省令第８条第９号の規定により規則で定める盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差の値は、１メートルを超えない範囲内で知事が別に定める値とする。

２　省令第８条第10号ロの規定により規則で定める土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差の値は、１メートルを超えない範囲内で知事が別に定める値とする。

（許可申請書の添付書類）

第４条　省令第７条第１項第12号及び第63条第１項第２号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

⑴　第11条第１号本文の規定により実施した土質調査（盛土又は土石の堆積をする前の地盤が軟弱か否かの判定をするための調査をいう。以下同じ。）の結果を記載した書面（同号ただし書に規定す

る場合は、同号ただし書に規定する書面）

⑵　第11条第２号の規定により詳細な土質調査及びその結果を基にした安定計算を行った場合は、当該調査の結果を記載した書面及び当該調査の結果を基にした安定計算書

⑶　第12条第２号の規定により安定計算を行った場合は、土質試験その他の調査又は試験に基づく安定計算書

⑷　第15条第２号の規定により流出抑制施設（雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設をいう。以下同じ。）を設けた場合は、当該流出抑制施設の容量及び放流量を算定した書面並びに算定の根拠を記載した書面

⑸　宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）第16条第１項又は第２項（政令第18条及び第30条第１項において準用する場合を含む。）の規定により排水施設を設けた場合は、次に掲げる書類

ア　排水施設の断面図

イ　排水施設の流出量の算定及び断面算定を記載した計算書並びに算定の根拠を記載した書面

⑹　宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行う土地の区域の測量図及び求積表

⑺　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了時に用いる土砂の数量を計算した書面

⑻　宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行う土地の登記事項証明書及び公図の写し

⑼　工事主の資力及び信用に関する申告書（第１号様式）

⑽　工事施行者の能力に関する申告書（第２号様式）

⑾　その他知事が必要と認める書類

２　省令第７条第２項第10号及び省令第63条第２項第２号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

⑴　第16条において準用する第11条第１号本文の規定により実施した土質調査の結果を記載した書面（第16条において準用する第11条第１号ただし書に規定する場合は、同号ただし書に規定する書面）

⑵　第16条において準用する第11条第２号の規定により詳細な土質調査及びその結果を基にした安定計算を行った場合は、当該調査の結果を記載した書面及び当該調査の結果を用いた安定計算書

⑶　第16条において準用する第15条第２号の規定により流出抑制施設を設けた場合は、当該流出抑制施設の容量及び放流量を算定した書面並びに算定の根拠を記載した書面

⑷　土石の堆積に関する工事を行う土地の区域の測量図及び求積表

⑸　土石の堆積に関する工事を行う土地の登記事項証明書及び公図の写し

⑹　堆積する土石の高さ及び勾配、堆積を行う前後の地盤面、のり面の保護の方法、排水施設の位置、管理施設の位置並びに沈砂池その他災害の発生を防止するための施設の位置を明示した最大堆積時の断面図

⑺　最大堆積時に用いる土砂の数量を計算した書面

⑻　前項第９号及び第10号に掲げる書類

⑼　その他知事が必要と認める書類

（住民への周知を行ったことを証する書類の様式）

第５条　法第11条及び第29条の規定による措置を講じたことを証する書類は、第３号様式とする。

（土地の所有者等の同意を得たことを証する書類の様式）

第６条　法第12条第２項第４号及び第30条第２項第４号の全ての同意を得たことを証する書類は、第４号様式とする。

（資格を有する者であることを証する書類の様式）

第７条　法第13条第２項及び第31条第２項に規定する資格を有する者であることを証する書類は、第５号様式とする。

（許可申請書等の提出部数）

第８条　法、省令及びこの規則の規定により知事又は土木事務所長に提出する許可申請書の部数は、正本１通及びその写し２通とする。ただし、宅地造成等（法第 10 条第１項に規定する宅地造成等をいう。以下同じ。）に関する工事が行われる区域をその区域に含む市町村が２以上あるときは、当該写

しの部数は、当該市町村の数に１を加えた数とする。
２　前項に定めるもののほか、法、省令及びこの規則の規定により知事又は土木事務所長に提出する届出その他の書類については、知事が別に定める部数とする。
（擁壁の設置に関する技術的基準の緩和）
第９条　政令第20条第１項（政令第30条第１項において準用する場合を含む。）の規定により、河川、池沼、公園、広場その他これらに類する場所で災害の防止上支障がないものに接する崖については、石積み、編柵その他知事が災害の防止上支障がないと認めるものの設置をもって、政令第８条（政令第18条及び第30条第１項において準用する場合を含む。）の規定による擁壁又は政令第14条（政令第18条及び第30条第１項において準用する場合を含む。）の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えることができる。
（盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関する技術的基準の付加）
第 10 条　政令第 20 条第２項（政令第 30 条第１項において準用する場合を含む。次条から第 15 条までにおいて同じ。）の規定により付加する宅地造成及び特定盛土等に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関する技術的基準は、次に掲げるものとする。
⑴　盛土又は切土の高さが５メートルを超える場合には、盛土又は切土をした後の地盤に崩壊が生じないよう、高さ５メートル以内ごとに小段を設置すること。
⑵　前号の規定により小段を設置する場合には、小段の幅及び勾配について、知事が別に定める基準に適合するものであること。
（盛土をする前の地盤について講ずる措置に関する技術的基準の付加）
第11条　政令第20条第２項の規定により付加する宅地造成及び特定盛土等に関する工事の技術的基準のうち盛土をする前の地盤について講ずる措置に関する技術的基準は、次に掲げるものとする。
⑴　2,000平方メートル以上の盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤について、土質調査を実施し、軟弱な地盤か否かを確かめること。ただし、当該盛土をする前の地盤について、既に実施された土質調査の結果の書面により軟弱な地盤か否かを確かめることができる場合は、この限りでない。
⑵　前号本文の土質調査又は同号ただし書に規定する書面により、盛土をする前の地盤が軟弱であることが確かめられた場合は、詳細な土質調査及びその結果を基にした安定計算を行うこと。この場合において、当該盛土をする前の地盤が知事が別に定める盛土の安定性に関する基準に適合しないときは、地盤の改良その他の必要な措置を講ずること。
（崖面以外ののり面に関する技術的基準の付加）
第12条　政令第20条第２項の規定により付加する宅地造成及び特定盛土等に関する工事の技術的基準のうち盛土をした土地の部分に生じるのり面（崖面であるものを除く。）について講ずる措置に関する技術的基準は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める盛土の安定性を確保するための措置を講ずることとする。
⑴　盛土の高さが５メートル以上10メートル未満の場合　知事が別に定める基準以下の勾配とすること。
⑵　盛土の高さが10メートル以上の場合　知事が別に定める基準以下の勾配であって、かつ、盛土の安定計算を行った結果、盛土の安定性が確保される勾配とすること。
（鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造に関する技術的基準の付加）
第13条　政令第20条第２項の規定により付加する宅地造成及び特定盛土等に関する工事の技術的基準のうち鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造計算に関する技術的基準は、次に掲げるものとする。
⑴　政令第８条第１項第２号（政令第18条及び第30条第１項において準用する場合を含む。）の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の高さが２メートルを超える場合は、常時に加えて、地震時においても、土圧等（政令第９条第１項第１号に規定する土圧等をいう。次号において同じ。）、積載荷重及び地震力その他の外力により擁壁に破壊、転倒、基礎の滑り及び沈下が生じないように知事が別に定める構造計算に関する基準に適合することを確かめること。
⑵　政令第９条（政令第18条及び第30条第１項において準用する場合を含む。）の規定により常時の

構造計算を行う場合は、土圧等に加えて、知事が別に定める構造計算に関する基準により積載荷重及び外力を考慮すること。

（特殊の材料又は構法による擁壁に関する技術的基準の強化）

第14条　政令第20条第２項の規定により強化する宅地造成及び特定盛土等に関する技術的基準のうち特殊の材料又は構法による擁壁に関する技術的基準は、政令第８条第１項第２号及び第９条から第12条まで（政令第18条及び第30条第１項において準用する場合を含む。）の規定によらない擁壁のうち高さが２メートルを超えるものについては、知事が別に定める構造計算に関する基準に適合するものに限り、政令第17条（政令第18条及び第30条第１項において準用する場合を含む。）の規定を適用することとする。

（排水施設の設置に関する技術的基準の付加）

第15条　政令第20条第２項の規定により付加する宅地造成及び特定盛土等に関する工事の技術的基準のうち排水施設の設置に関する技術的基準は、次に掲げるものとする。

⑴　宅地造成又は特定盛土等に関する工事により設置する排水施設を下水道、排水路、河川その他の放流先に接続させる場合において、当該放流先の施設の管理者が排水の接続等に関する基準を定めているときは、当該基準によること。

⑵　前号の場合において、放流先の排水能力に応じて必要があるときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行う土地の区域に一時雨水を貯留する調整池その他の流出抑制施設を設けること。

⑶　政令第16条第１項第２号ただし書（政令第18条又は第30条第１項において準用する場合を含む。）の規定により、専ら雨水その他の地表水を排除するための多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有する排水施設を設置する場合は、地形及び土質の状況並びに法令に基づく規制区域の指定状況等を勘案し、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がないよう必要な措置を講ずること。

（土石の堆積に関する工事に関する技術的基準の付加）

第16条　政令第20条第２項（政令第30条第２項において準用する場合を含む。）の規定により付加する土石の堆積に関する工事の技術的基準については、第11条及び前条（第３号を除く。）の規定を準用する。

（宅地造成等に関する工事の協議の申出等）

第17条　次の各号に掲げる者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書（第６号様式）に当該各号に定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

⑴　宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第15条第１項の規定による知事との協議を行おうとする工事主　省令第７条第１項各号に掲げる書類

⑵　特定盛土等に関する工事について法第34条第１項の規定による知事との協議を行おうとする工事主　省令第63条第１項各号に掲げる書類

２　次の各号に掲げる者は、土石の堆積に関する工事の協議申出書（第７号様式）に当該各号に定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

⑴　土石の堆積に関する工事について法第15条第１項の規定による知事との協議を行おうとする工事主　省令第７条第２項各号に掲げる書類

⑵　土石の堆積に関する工事について法第34条第１項の規定による知事との協議を行おうとする工事主　省令第63条第２項各号に掲げる書類

（着手届）

第18条　法第12条第１項又は第30条第１項の許可を受けた工事主は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事に着手したときは、宅地造成等に関する工事着手届出書（第８号様式）を知事に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する工事計画の変更許可）

第19条　省令第37条第１項及び第67条第１項の申請書並びに省令第37条第２項及び第67条第２項の申請書には、それぞれこれらの規定に規定する書類のほか、当該宅地造成等に関する工事の変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付しなければならない。

（宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出）

第20条　法第16条第２項及び第35条第２項の規定による届出は、宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出書（第９号様式）により行うものとする。

（宅地造成等に関する工事の工事計画の変更協議の申出）

第21条　次の各号に掲げる者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書（第10号様式）に当該各号に定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

⑴　宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第16条第３項において準用する法第15条第１項の規定による知事との変更協議を行おうとする工事主　省令第37条第１項に規定する書類及び当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更に係る事項の新旧を対照した書類

⑵　特定盛土等に関する工事について法第35条第３項において準用する法第34条第１項の規定による知事との変更協議を行おうとする工事主　省令第67条第１項に規定する書類及び当該特定盛土等に関する工事の変更に係る事項の新旧を対照した書類

２　次の各号に掲げる者は、土石の堆積に関する工事の変更協議申出書（第11号様式）に当該各号に定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

⑴　土石の堆積に関する工事について法第16条第３項において準用する法第15条第１項の規定による知事との変更協議を行おうとする工事主　省令第37条第２項に規定する書類及び当該土石の堆積に関する工事の変更に係る事項の新旧を対照した書類

⑵　土石の堆積に関する工事について法第35条第３項において準用する法第34条第１項の規定による知事との変更協議を行おうとする工事主　省令第67条第２項に規定する書類及び当該土石の堆積に関する工事の変更に係る事項の新旧を対照した書類

（工事の廃止）

第22条　法第12条第１項若しくは第30条第１項の許可又は法第16条第１項若しくは第35条第１項の変更の許可を受けた工事主が当該許可を受けた工事を廃止しようとするときは、宅地造成等に関する工事廃止届出書（第12号様式）に写真、図面その他の廃止時における当該工事の状況を確認することができる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（完了検査の手続）

第23条　省令第40条及び第70条の完了検査申請書並びに省令第43条及び第73条の確認申請書には、工事完了図、公図、地番目録及び工事の完了の際に撮影した工事の状況を確認することができる写真を添付しなければならない。

（定期の報告）

第24条　省令第48条第１項及び第78条第１項に規定する報告書は、第13号様式とする。

２　省令第48条第２項及び第78条第２項に規定する報告書は、第14号様式とする。

（宅地造成又は特定盛土等に関する実施状況報告）

第25条　法第12条第１項若しくは第30条第１項の許可又は法第16条第１項若しくは第35条第１項の変更の許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事の工事施行者は、次の表の左欄に掲げる工事の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる報告事項について、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の実施状況報告書（第15号様式）に、その位置及び施行状況を明らかにした写真その他知事が必要と認める書類を添付して、当該許可に係る工事の完了後速やかに知事に提出しなければならない。

工事の種類	報告事項
１　擁壁工事	⑴　鉄筋コンクリート造の擁壁の基礎ぐいの耐力並びに基礎及び壁体の配筋 ⑵　練積み造の擁壁の壁体の厚さ又は組積材及び裏込めコンクリートの厚さ ⑶　擁壁の水抜き穴及びその周辺
２　盛土又は切土工事	⑴　急傾斜面に盛土をする場合における盛土前の段切りその他の措置 ⑵　盛土又は切土をする場合における排水施設の状況 ⑶　盛土をする場合における透水層の状況 ⑷　切土をする場合における地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置、土の置

	換えその他の措置 ⑸　盛土をする場合における締固めの状況及び地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置
3　許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事の区域外からの土砂の搬入	⑴　搬入元の氏名又は名称 ⑵　搬入元の工事場所 ⑶　搬入した土砂の数量 ⑷　搬入した期間
4　知事が指定する工事	知事が必要と認め、指定する工程

2　前項の工事施行者は、同項の表１の項、２の項及び４の項の右欄に掲げる報告事項のうち知事が指定した報告事項については、当該報告事項に係る工事が完了する日の２日前までにその工事が完了する旨を知事に報告しなければならない。

3　第１項の工事施行者は、同項の表３の項の右欄に掲げる報告事項について、知事が必要と認める場合は、速やかに当該報告事項を第15号様式により報告しなければならない。

（土石の堆積に関する実施状況報告）

第26条　法第12条第１項若しくは第30条第１項の許可又は法第16条第１項若しくは第35条第１項の変更の許可を受けた土石の堆積に関する工事の工事施行者は、次の表の左欄に掲げる工事の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる報告事項について、土石の堆積に関する工事の実施状況報告書（第16号様式）に、その位置及び施行状況を明らかにした写真その他知事が必要と認める書類を添付して、次項から第４項までの規定により知事に提出しなければならない。

工事の種類	報告事項
1　土石の堆積を行う土地における施設等に関する工事	⑴　勾配が10分の１を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置 ⑵　土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置 ⑶　雨水その他の地表水を有効に排除する措置 ⑷　堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置 ⑸　空地の設置状況
2　許可を受けた土石の堆積に関する工事の区域外からの土砂の搬入	⑴　搬入元の氏名又は名称 ⑵　搬入元の工事場所 ⑶　搬入した土砂の数量 ⑷　搬入した期間
3　知事が指定する工事	知事が必要と認め、指定する工程

2　前項の工事施行者は、同項の表１の項及び３の項の右欄に掲げる報告事項に係る工事については、土石の堆積を開始する２日前までに第16号様式により報告しなければならない。

3　第１項の工事施行者は、同項の表１の項の右欄⑸及び３の項の右欄に掲げる報告事項に係る工事については、土石の堆積の開始後であっても知事が必要と認めた場合には第16号様式により報告しなければならない。

4　第１項の工事施行者は、同項の表２の項の右欄に掲げる報告事項に係る工事については、土石の堆積の開始後速やかに第16号様式により報告することとし、当該報告した日後、３月ごとに同様に報告しなければならない。

5　第１項の工事施行者は、同項の表の右欄に掲げる事項に係る報告事項のうち、知事が指定した報告事項については、当該報告事項に係る工事が完了する日の２日前までにその工事が完了する旨を知事に報告しなければならない。

（適用除外）

第27条　第18条、第22条及び第25条の規定は、法第15条第２項又は第16条第５項の規定により法第12条第１項の許可又は法第16条第１項の変更の許可があったものとみなされる宅地造成及び特定盛土等

並びに法第34条第２項又は第35条第５項の規定により法第30条第１項の許可又は法第35条第１項の変更の許可があったものとみなされる特定盛土等に関する工事については、適用しない。

（宅地造成及び特定盛土等工事に関する証明書の交付の申請）

第28条　省令第88条の規定により同条に規定する確認済証の交付又は認定を受けようとする者が、その計画が法第12条第１項、第16条第１項、第30条第１項又は第35条第１項の規定に適合していることを証する書面の交付を求めようとするときは、宅地造成及び特定盛土等工事に関する証明書交付申請書（第17号様式）に、当該計画が法第12条第１項、第16条第１項、第30条第１項又は第35条第１項の規定に適合していることを証するため知事が必要と認める書類を添付して、知事に申請しなければならない。

（身分証明書）

第29条　法第７条第１項に規定する身分を示す証明書は、第18号様式とする。

２　法第７条第２項に規定する身分を示す証明書は、第19号様式とする。

３　法第24条第２項及び第43条第２項において準用する場合における法第７条第１項に規定する身分を示す証明書は、第20号様式とする。

（実施規定）

第30条　この規則に定めるもののほか、法、政令及び省令を実施するために必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（神奈川県宅地造成等規制法施行細則の廃止）

２　神奈川県宅地造成等規制法施行細則（昭和37年神奈川県規則第52号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

（旧規則の廃止に伴う経過措置）

３　宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第55号。以下「一部改正法」という。）附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における一部改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「旧法」という。）第８条第１項本文の許可を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制については、なお従前の例による。

４　一部改正法附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法の規定に基づく知事の権限に属する事務のうち、土木事務所の所管区域内（鎌倉市及び藤沢市の区域を除く。）において行われる宅地造成に関する工事等に関する事務は、旧規則第１条の規定の例により、土木事務所長に委任する。

第 13 号様式（第 24 条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年　　月　　日

神奈川県知事　殿
（神奈川県　　土木事務所長）

住　　所
氏　　名　（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

宅地造成及び特定盛土等規制法｛第 19 条第１項／第 38 条第１項｝の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の実施状況等について次のとおり報告します。

１　土地の所在地及び地番				
２　工事の許可年月日及び許可番号	年　月　日　　第　　号			
３　報告年月日	第１回目	第２回目	第３回目	第４回目
	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
４　報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
５　報告の時点における盛土又は切土の面積	m^2	m^2	m^2	m^2
６　報告の時点における盛土又は切土の土量	m^3	m^3	m^3	m^3
７　報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				

備考　第５回目以降の報告を行う場合は、欄を追加して使用してください。

第 17 号様式（第 28 条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

宅地造成及び特定盛土等工事に関する証明書交付申請書

年　　月　　日

神奈川県知事　殿
（神奈川県　　土木事務所長）

申請者
住　　所
氏　　名　　法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 28 条の規定により、次の宅地造成又は特定盛土等に関する事項について宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合している旨の証明書の交付を申請します。

<table>
<tr><td rowspan="3">事項</td><td>土地の所在地及び地番</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>許可等の年月日</td><td colspan="4">年　月　日　第　　号（　　）
年　月　日　第　　号（　　）
年　月　日　第　　号（　　）</td></tr>
<tr><td>概要</td><td>面　積</td><td></td><td>盛土又は切土の面積</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">受けようとする確認又は認定</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="6">※</td></tr>
</table>

備考　※印の欄には、記入しないでください。